

(地震災害対策編・自然災害対策編・一般災害対策編・原子力災害対策編)

平成25年3月27日

上越市防災会議

# 上越市地域防災計画の修正案について

# 【目次】

- 1. 全体概要
- ... P 1
- ・計画見直しの基本方針
- ・計画の構成
- ・計画 (修正案) の作成過程
- 2. 計画の修正ポイント · · P3
  - 「地震災害対策編」「自然災害対策編」
  - 「一般災害対策編」
  - 「原子力災害対策編」

# 上越市地域防災計画の修正案について

# 1. 全体概要

# ■計画見直しの基本方針

東日本大震災に伴う防災基本計画および新潟県地域防災計画の修正や、当市における近年 の災害経験等を踏まえ、「上越市地域防災計画」の見直しを行う。

#### 東日本大震災の発生

#### 【国の動向】

〇防災基本計画

(平成23年12月修正)

(平成24年 9月修正)

〇原子力規制委員会

(平成24年 9月発足) 等

#### 【県の動向】

県の動向】 【近年の災害対応教訓】 〇新潟県による津波浸水想定 (現在再解析作業実施中) (平成23年 7月) 〇新潟県地域防災計画 (平成24年 8月修正) (平成24年 3月)

(平成25年 3月修正) 等

〇板倉区国川地すべり災害

#### 《計画見直しの10の視点》

#### 【抜本的な見直しを要する対策】

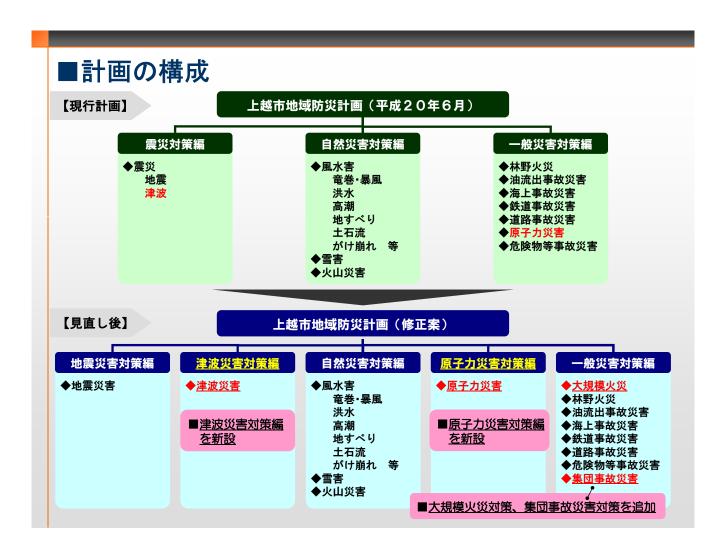
①津波災害対策の強化・推進

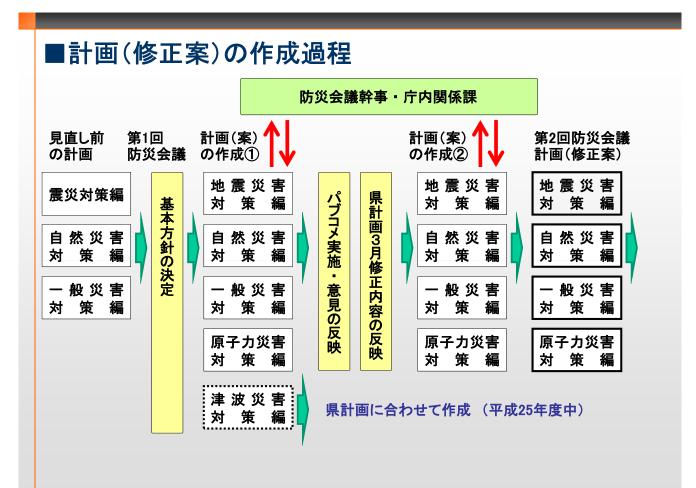
②原子力災害対策の強化・推進

#### 【教訓を踏まえて充実・強化する対策】

- ③ 自助・共助の力を生かした防災対策の推進
- ④ 避難所運営等における対策の拡充
- ⑤備蓄意識の高揚と物資配備体制の強化
- ⑥ 初動体制の強化

- ⑦避難勧告等の発令基準の明確化
- 8 多様な情報伝達手段の活用促進
- ◎公共施設・ライフラインの耐震化、液状化対策の推進
- ⑩救急・医療機関との連携体制の強化





# 上越市地域防災計画の修正案について

# 2. 計画の修正ポイント

- 「地震災害対策編」「自然災害対策編」
- 「一般災害対策編」
- 「原子力災害対策編」

# ■計画の修正ポイント

《地震災害対策編・自然災害対策編》

# ③自助・共助の力を生かした防災対策の推進

・自主防災組織等が、地域の実情に応じて実施する防災訓練に「避難 所運営訓練」を追加し支援することを明記

(地震災害対策編第1章第1節「防災教育・訓練」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

・自主防災活動を支援できる防災士等の人材育成に重点を置いた取組 の推進

(地震災害対策編第1章第2節「自主防災組織の育成」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

・災害発生直後の火災防止及び被害軽減を図るために、自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することを明記

(地震災害対策編第1章第7節「地震火災の予防」、 自然災害対策編第2部風水害対策第1章第7節「火災の予防対策」)

・地域(町内会、自主防災組織、民生委員など)の役割として、除雪 困難世帯に対する日常の訪問活動の強化や雪下ろし等の除排雪の支 援に努めること、家屋等の適切な維持管理に努め落雪や倒壊による 周囲への被害発生の防止に努めることを追加

(自然災害対策編第3部雪害対策第2章第3節「建築物の雪害予防」)

《地震災害対策編・自然災害対策編》

# ④避難所運営等における対策の拡充

・避難所指定に当たっての留意点として女性専用の物干し場、更衣室、 授乳室の設置や、災害時要援護者に必要な設備の整備など、女性や 災害時要援護者への配慮を明記

(地震災害対策編第1章第5節「避難体制の整備」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

・避難所運営における留意点として安全、保健・衛生、保安及び プライバシーの保持など、女性や災害時要援護者への配慮や、避難 の長期化に応じた避難所の環境整備を明記

(地震災害対策編第2章第9節「避難所の運営」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

# ■計画の修正ポイント

《地震災害対策編・自然災害対策編》

# ⑤備蓄意識の高揚と物資配備体制の強化

・企業・事業所等の役割に帰宅困難者発生時の措置、備蓄に関しての 検討を追加

(地震災害対策編第1章第1節「防災教育・訓練」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

・孤立のおそれがある山間地集落が救援までの間に自立的な日常生活ができるよう、集落内の避難所等への備蓄物資の事前配置に努めることを明記

(地震災害対策編第1章第4節「集落孤立対策」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

・市民(家庭、事業所、学校、福祉施設など)は災害発生から3日間 に必要な物資等の備蓄に努めるという原則に加え、備蓄食料等に関 する配慮事項として、災害時要援護者や食物アレルギー患者等への 食事提供内容、夏季の防疫対策などを追加

(地震災害対策編第1章第10節「食料・生活必需品等の確保」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

・燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な場合、市の要請に基づき 県等が燃料や物資等の提供又は調達を行うことを追加

(地震災害対策編第1章第10節「食料・生活必需品等の確保」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

## 《地震災害対策編・自然災害対策編》

# ⑥初動体制の強化

市職員の防災対応能力を高めるため、災害発生時に防災無線や発電機等の資機材を使いこなせるよう、市の防災訓練計画に「防災資機材習熟訓練」を追加

(地震災害対策編第1章第1節「防災教育・訓練」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

- ・災害時に応急対策業務や優先度の高い通常業務が継続できるように体制を整備すること、また、企業に対し業務継続計画の作成を促すことを追加 (地震災害対策編第1章第32節「事業継続計画(BCP)の作成」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)
- ・平成23年7月の新潟・福島豪雨災害や平成24年3月の板倉区国川 地すべり災害の教訓を踏まえ災害対策本部の体制及び業務分掌を 見直し、初動体制を始めとする役割分担を明確化

(地震災害対策編第2章第1節「災害対策本部の組織・運営」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

・災害警戒対策本部の設置基準に、これまでの降雪による災害発生のおそれがあるときの他、融雪に伴う災害発生のおそれがあるときを 追加 (自然災害対策編第3部雪害対策第3章第1節「災害対策本部の組織・運営」)

# ■計画の修正ポイント

《地震災害対策編・自然災害対策編》

# ⑦避難勧告等の発令基準の明確化

・避難に関する情報を遅滞なく発信できるよう、地域の実情を踏まえた客観的基準の設定を検討

(地震災害対策編第1章第5節「避難体制の整備」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

- 平成24年3月の板倉区国川地すべり災害の教訓を踏まえ住民の迅速かつ安全な避難に資するため、土砂災害緊急情報や土砂災害の前兆現象等の情報を収集し土砂災害に関する避難勧告等に活用することを明記
   (自然災害対策編第2部風水害対策第2章第13節「土砂災害の予防」)
- 大雨警報発表中においてより厳重な警戒が必要と認められる場合に、 土砂災害警戒情報を発表すること及びその伝達手段を追加

(自然災害対策編第2部風水害対策第3章第3節「気象情報等の伝達」)

・噴火警戒レベルに対応した避難指示等の具体的な発令基準の策定・ 見直しについて明記 (自然災害対策編第4部火山災害対策第2章第1節「計画の方針」)

## 《地震災害対策編・自然災害対策編》

# ⑧多様な情報伝達手段の活用促進

孤立のおそれがある山間地集落に対し、衛星携帯電話の整備等による通信の多重化を推進

(地震災害対策編第1章第4節「集落孤立対策」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

・被災により特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、避難 に関する情報を迅速・確実に伝達できるよう複数の手段を整備する ことを明記

(地震災害対策編第1章第5節「避難体制の整備」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

- 学校と家庭との連絡体制強化のため、携帯電話メール機能の活用や 各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える環境を整備 することを追加(地震災害対策編第1章第28節「学校の地震対策」、自然災害対策編第2部 風水害対策第2章第30節「学校の風水害対策」)
- ・緊急情報の伝達手段として、全国瞬時警報システム(J-ALERT) を追加

(地震災害対策編第2章第3節「災害時の通信確保」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

# ■計画の修正ポイント

《地震災害対策編・自然災害対策編》

# ⑨公共施設・ライフラインの耐震化、液状化対策の推進

- ・災害に強い宅地造成の推進を図るための手段として液状化危険度 マップの作成を追加 (地震災害対策編第1章第3節「防災まちづくり」)
- ・電気、電話、ガス、上下水道、情報通信施設、橋梁等のライフ ラインについての計画的な耐震化を促進

(地震災害対策編第1章第3節「防災まちづくり」)

- ・長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理について明記 (地震災害対策編第1章第17節「建築物等の災害予防」他)
- ・除雪路線の選定において救急指定病院や消防署、バス路線等の重点 路線、幹線道路を「特1種路線」に指定するなど、降雪量に応じて 優先して道路交通を確保することを追加

(自然災害対策編第3部雪害対策第2章第6節「積雪期の交通確保」)

《地震災害対策編・自然災害対策編》

# ⑩救急・医療機関との連携体制の強化

・広域的な救急・救助体制の強化のため、県内の災害派遣医療チーム (新潟DMAT)の受入体制の整備を明記

(地震災害対策編第1章第8節「救急・救助体制の整備」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

・市、県、医療機関との情報連絡体制を整備するとともに、医薬品や 医療資機材の備蓄・調達体制を整備するほか、救命活動など迅速 かつ円滑な初動体制の確立を明記

(地震災害対策編第1章第9節「医療救護体制の整備」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

重傷者を迅速、適切に治療できるよう、地域災害医療コーディネー ターの支援を行い、医療機関等の調整による医療救護活動の円滑化 を図ることを追加

(地震災害対策編第2章第21節「医療救護活動」、自然災害対策編第2部風水害対策 同節)

・ドクターヘリによる救急救命活動や医療救護活動等について明記

(地震災害対策編第2章第21節「医療救護活動」他)

# ■計画の修正ポイント

# 《一般災害対策編》

# 大規模火災対策

多数の死傷者等の発生が危惧される大規模火災を未然に防ぐとともに、 発生した場合の被害拡大を最小限とするため、災害予防計画及び災害応 急対策計画において必要な対策を定める。

(例) 【災害予防計画】

防火意識の普及啓発、火災拡大防止体制の整備

【災害応急対策計画】・市及び防災関係機関による消防活動

・応援要請による必要な消火体制の確保 等

# 集団事故災害対策

催事等の会場及びその周辺など、多数の人が混雑した状況で発生する 可能性のある重大事故を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害拡大 を最小限とするため、災害予防計画及び災害応急対策計画において必要 な対策を定める。

(例) 【災害予防計画】

・催事等の開催時における防災関係機関の体制整備

【災害応急対策計画】・救護所開設、催事等参加者の避難誘導措置 等

# 《原子力災害対策編》

# (1)背 景

東京電力福島第一原子力発電所の水素爆発・核燃料溶融等の過酷事故によって、放射性物質の影響は、従来の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)8~10km」を大きく越えて広範囲に及んだことから、原子力災害対策の重点区域の範囲も拡大されることとなった。

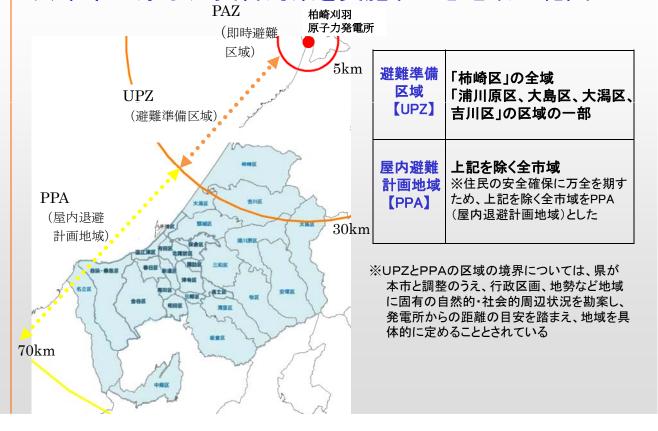
# ■計画の修正ポイント

《原子力災害対策編》

- (2)原子力災害対策を実施すべき地域の範囲 (新潟県地域防災計画)
- 【PAZ】(Precautionary Action Zone) ⇒即時避難区域
  - ・発電所を中心とする半径概ね5km圏
  - ・発電所における緊急事態等の発生時(原子力緊急事態宣言の発出時) には、放射性物質が放出される前に、直ちに半径概ね30km圏外へ避難を実 施する区域
- ●【UPZ】(Urgent Protective action Planning Zone ) ⇒避難準備区域
  - ・発電所を中心とする半径5km~30km圏
  - ・モニタリングの結果や発電所の状況、風向き等の気象条件により、 必要な場合は、半径概ね30km圏外への避難又は屋内退避、安定ヨウ素剤 の予防的服用などを準備する区域
- ●【PPA】(Plume Protection Planning Area) ⇒屋内退避計画地域
  - ・発電所を中心とする半径概ね30km~50km圏
  - ・発電所から放出された放射性物質を含んだプルームが通過する際の被ばく を避けるため、屋内退避等が必要な地域

## 《原子力災害対策編》

# (3)本市の原子力災害対策を実施すべき地域の範囲



# ■計画の修正ポイント

《原子力災害対策編》

[見直しのポイント]

県内の市町村や国、県、原子力事業者との連携 による防災体制を構築し、

「市民を被ばくから守る 計画的な広域避難」の実現 を目指す。

## 《原子力災害対策編》

# 1「市民を被ばくから守る」ための取組

- ① 市内全域における原子力災害対策の実施 <sup>…第1 前第3節</sup> 「<sub>原子力災害対策を実施すべき地域の範囲」</sub>
- \*住民の安全確保に万全を期すため、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を 全市域とし、発電所の中心からの距離に応じて必要な措置を実施
- ② 広域的なモニタリング体制の確保 "第2部第1章第7節「緊急事態応急体制の整備」
- \* 県は、広域に渡る緊急時モニタリング設備と体制を整備
- \*市は、校庭、公園、側溝及び通学路などの住民生活に身近な場所のモニタリングを行う体制を整備
- ③ 緊急被ばく医療体制の整備 第2 部第1 章第11節「救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 同第1 章第15節「防災業務関係者の人材育成」 同第2 章第8節「救助・救急、消火及び医療活動」
- \*市は、県が行う緊急被ばく医療に協力するため、健康管理、汚染検査、除染等の専門的な研修及び訓練に参加するなど人材育成に努める。
- \* 県は、安定ヨウ素剤の広域配備や分散配備の体制を整備

# ■計画の修正ポイント

《原子力災害対策編》

# 2「計画的な広域避難の実現」のための取組

① 多様な避難手段を活用し、近隣県も視野に入れた広域避難

…第2部第1章第8節 「屋内退避・避難体制の整備」

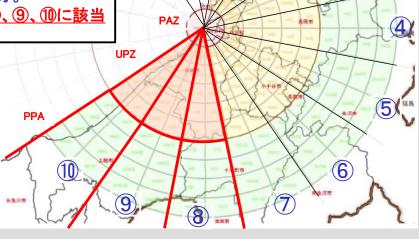
- \* まずは屋内退避を基本とし、緊急時モニタリングの結果によって<mark>段階的に避難</mark> を開始
- \* 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先はUPZ30km圏外の他市町村を前提とし、SPEEDIネットワークシステムも活用し必要に応じて県外避難も想定
- \* 自家用車のほか、バス、鉄道、船舶など多様な避難手段を確保
- ② 県による広域避難の調整・通知と受入市町村による避難所運営等

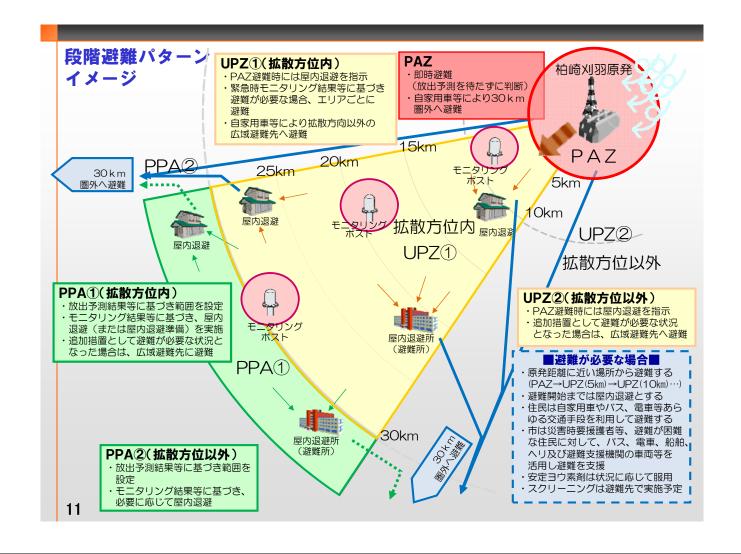
  \*\*\*第2部第1章第8節 「屋内退避・避難体制の整備」
  同 第2章第4節 「屋内退避・避難体制の整備」
  同 第2章第4節 「屋内退避、避難等の防護活動」
- \*県は、事前に受入市町村と調整し避難施設や避難経路を通知
- \* 地域コミュニティを考慮し同一地域となるよう避難先を確保
- \*受入市町村は、初動期の避難所運営や避難者・災害時要援護者のケアを実施

# 新潟県全市町村共有地図(市町村による原子力安全対策に関する研究会) SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測 ネットワークシステム)の利用を想定し、 SPEEDIの予測結果を表示するベース

SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測 ネットワークシステム)の利用を想定し、 SPEEDIの予測結果を表示するベース となる16方位円を基本に、陸地側に影響 が及ぶ11のパターンに区分。

※当市は、パターン8、9、⑩に該当





## 《原子力災害対策編》

# 3 想定する原子力災害の初動~応急対策の流れ

- ① 柏崎刈羽原子力発電所において、放射性物質の大量放出につながるような重大 事故、いわゆる過酷事故が発生することを想定 … 第1部第2節「計画の基礎とするべき災害の想定」
- ② 原子力災害が発生する前段階から迅速かつ的確に対応 …第2部第1章第7節 「緊急事態応急体制の整備」 同 第2章第3節

警戒事象 ⇒ 特定事象 ⇒ 原子力緊急事態宣言

「活動体制の確立」

## <u>警戒事象:特定事象に至る可能性のある原子力施設の重要な事故·故障又は大規模自然</u> 災害の発生等(災害警戒本部の設置)

- ・国が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等
- ・原子力施設等立地市町村において、震度5弱以上の地震が発生した場合
- ・原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 等

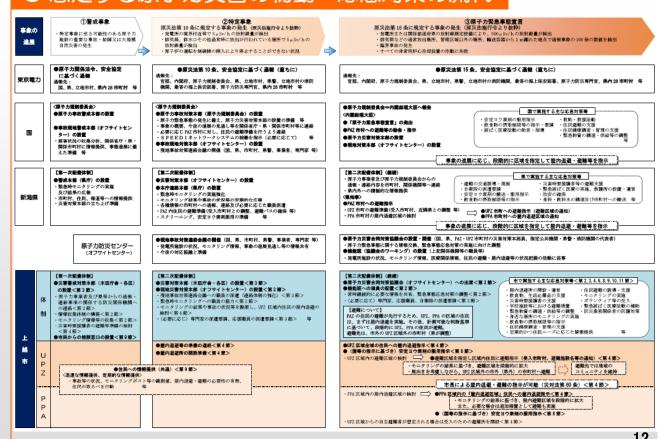
#### 特定事象:原災法第10条に規定する事象(災害対策本部、現地災害対策本部の設置)

- ·発電所の境界付近等で5µSv/hの放射線量が検出
- ・排気筒、排水口等、通常時に放出が行われている場所で5uSv/hの放射線量が検出等

#### 原子力緊急事態宣言:原災法第15条に規定する事象(各本部は継続)

- ・発電所または関係都道府県の放射線測定設備により、500µSv/hの放射線量が検出
- 臨界事故の発生
- ・すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗

# 3 想定する原子力災害の初動~応急対策の流れ



# ■今後の課題

## 《原子力災害対策編》

# 実効性のある避難計画の作成

- \*国の「原子力災害対策指針」の修正
  - ・緊急時モニタリングの在り方
  - 緊急被ばく医療の在り方 (広域的な支援体制の整備、スクリーニング体制の整備、安定ヨウ素剤の予防服用の基準等)
- \*新潟県の「(仮称)広域避難指針」の策定

県、市町村、関係機関による「広域避難対策等検討ワーキングチーム」を設置 広域調整や統一的対処が必要な課題を検討中

- ・市域を超えた避難先の確保
- ・災害時要援護者等への対応
- ・避難ルート、広域移動手段、屋内退避の在り方 等



屋内退避や広域避難に必要な事項や手順を定めた「避難計画」を作成

市民向けパンフレットの作成や防災訓練の実施等により実効性を高めていく

#### 《事象発生後の経過と対応の流れ》

※表中の節は「第2部原子力災害対策 第2章 緊急事態応急対策」における関係節

## 事象の 進展

#### ①警戒事象

・特定事象に至る可能性のある原子力 施設の重要な事故・故障又は大規模 自然災害の発生

#### ②特定事象

#### 原災法第10条に規定する事象の発生 (原災法施行令より抜粋)

- ・発電所の境界付近等で 5 μ Sv/h の放射線量が検出
- ・排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で 5μSv/hの 放射線量が検出
- ・原子炉の運転を制御棒の挿入により停止することができない状況

# 

#### 東京電力

新潟県

#### ●原子力関係法令、安全協定 に基づく通報

涌報先:

国、県、立地市村、県内28市町村 等

●事故現地警戒本部 (オフサイトセン

被害状況の収集分析、関係省庁・県・

関係市町村に情報提供、事態進展に備

#### ●原災法第10条、安全協定に基づく通報(直ちに)

#### 诵報先:

官邸、内閣府、原子力規制委員会、県、立地市村、県警、立地市村の消防 機関、最寄の海上保安部署、原子力防災専門官、県内 28 市町村 等

#### 〈原子力規制委員会〉

#### ●原子力事故対策本部(原子力規制委員会)の設置

- ・原子力緊急事態の発生に備え、原子力災害対策本部の設置の準備 等
- ・事象の概要、今後の進展の見通し等を関係省庁・県・関係市町村等に連絡
- ・必要に応じ PAZ 市村に対し、住民の避難準備を行うよう連絡
- SPEEDIネットワークシステムの稼働を指示(必要に応じて)

#### ●事故現地対策本部(オフサイトセンター)の設置

・現地事故対策連絡会議の開催(国、県、市町村、県警、事業者、専門家等)

#### 【第一次配備体制】

【第一次配備体制】

の設置<第3節>

の連絡<第2節>

<第4節>

〈原子力規制委員会〉

ター)の設置

えた準備 等

●原子力事故警戒本部の設置

#### ●警戒本部(県庁)の設置

- 緊急時モニタリングの実施 及び結果の広報
- ・市町村、住民、報道等への情報提供
- 災害対策本部の立ち上げ準備

#### 【第二次配備体制】

#### ●災害対策本部(オフサイトセンター)の設置

#### ●本庁連絡本部(県庁)の設置

- ・ 緊急時モニタリングの実施強化
- ・モニタリング結果や事故の状況等の定期的な広報
- ・各種情報の市町村への通報、連絡及び必要に応じた職員派遣
- ・PAZ 内住民の避難準備(受入市町村との調整、避難バスの確保等)
- ・スクリーニング、安定ヨウ素剤服用の準備

# 原子力防災センター

- ●現地事故対策連絡会議の開催 (国、県、市町村、県警、事業者、専門家等)
- ・発電所施設の状況、モニタリング情報、事象の進展見通し等の情報共有
- 今後の対応協議と準備

# (オフサイトセンター)

●災害警戒対策本部 (木田庁舎・各区)

・原子力事業者及び県等からの通報・

連絡事項の関係する防災関係機関へ

・モニタリング情報等の収集<第2節>

・災害時要援護者の避難等準備の検討

●市民からの相談窓口の設置<第9節>

・情報収集体制の構築<第2節>

#### 【第二次配備体制】

#### ●災害対策本部 (木田庁舎・各区) の設置 <第3節>

- ●現地災害対策本部(オフサイトセンター)の設置<第3節>
- ・現地事故対策連絡会議への職員の派遣(連絡体制の強化) <第3節>
- ・緊急時モニタリングへの職員の協力<第2節>
- ・モニタリングの結果や事故の状況等を勘案し、UPZ 区域内住民の屋内退避の 給討<第4節>
- ・(必要に応じ)専門家の派遣要請、応援職員の派遣要請<第3節> 等

#### ●屋内退避等の準備の連絡<第4節>

●屋内退避所の開設準備<第4節>

#### ●住民への情報提供(共通) <第9節>

〈迅速な情報提供、定期的な情報提供〉

住民が取るべき行動 等

# Ρ

体

上

越

市

Α

・事故等の状況、モニタリングポスト等の観測値、屋内退避・避難の必要性の有無、

・PPA 区域内の屋内退避区域の検討 → PPA 区域内の「屋内退避区域」住民への屋内退避指示<第4節>

・モニタリングの結果に基づき、屋内避難区域を段階的に拡大 また、必要な場合は追加措置として避難も実施

● (国等の指示に基づき)安定ヨウ素剤の服用指示<第8節>

・UPZ 区域からの自主避難者が想定される場合は受入のための避難所を開設<第4節>

### ●原災法第 15 条、安全協定に基づく通報(直ちに)

・発電所または関係都道府県の放射線測定設備により、500 µ Sv/h の放射線量が検出

原災法第15条に規定する事象の発生(原災法施行令より抜粋)

・すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗

#### 通報先:

官邸、内閣府、原子力規制委員会、県、立地市村、県警、立地市村の消防機関、最寄の海上保安部署、原子力防災専門官、県内 28 市町村 等

③原子力緊急事態宣言

・排気筒などの通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から1m離れた地点で通報事象の100倍の数値を検出

#### ●原子力規制委員会⇒内閣総理大臣へ報告

・ 臨界事故の発生

#### 〈内閣総理大臣〉

- ●「原子力緊急事態宣言」の発出
- ●PAZ 市村への避難等の勧告・指示
- ●原子力災害対策本部の設置
- ●現地対策本部(オフサイトセンター)の設置

#### 国で実施する主な応急対策等

県で実施する主な応急対策等

治安の確保

- 安定ヨウ素剤の服用指示 救助 · 救援活動
- 住民避難の支援 飲食物の摂取制限等の指示・要請

災害時要援護者等の避難支援

- 住民健康調査・管理の支援
- ・緊急物資の調達・供給等の調整

・緊急被ばく医療の実施、救護所の設置・運営

・食料・飲料水の調達及び市町村への搬送 等

# 事象の進展に応じ、段階的に区域を指定して屋内退避・避難等を指示

## 【第二次配備体制】(継続)

- ・原子力事業者及び原子力規制委員会からの
- 通報・連絡内容を市町村、関係機関等へ連絡 県内外への積極的な情報提供

#### 〈県知事〉

#### ●PAZ 市村への避難指示

- ・UPZ 市町の避難準備(受入市町村、近隣県との調整 等)
- ・PPA 市町村の屋内退避区域の検討

・被ばく医療活動の助言・指導

# ●UPZ 市町への避難指示(避難区域の通知) ●PPA 市町村への屋内退避区域の通知

事象の進展に応じ、段階的に区域を指定して屋内退避・避難等を指示

#### ●原子力災害合同対策協議会の設置・開催(国、県、PAZ・UPZ 市町村の災害対策本部員、指定公共機関・県警・消防機関の代表者) ・原子力緊急事態に関する情報交換、緊急事態応急対策の実施に向けた調整

避難の交通誘導・規制

・安定ヨウ素剤の搬送・服用指示

飲食物の摂取制限等の指示

自衛隊の派遣要請

- ●機能班(協議会のワーキング)の設置(上記関係機関等の職員等)
- ・発電所施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避等の状況把握の活動に従事

#### 【第二次配備体制】(継続)

#### ●原子力災害合同対策協議会 (オフサイトセンター) への出席<第3節>

#### ●機能研への職員の配置<第2節>

- ・常時継続的に必要な情報を共有、緊急事態応急対策の調整<第2節>
- ・(必要に応じ)専門家、応援職員、自衛隊の派遣要請<第3節>

PAZ の住民の避難が先行するため、UPZ、PPA の区域の住民 は、まずは屋内退避を実施。その後、計測可能な判断基準 に基づいて、段階的に UPZ、PPA の住民が避難。

避難先は、市外の UPZ 区域外の市町村(県が調整)

#### ・屋内退避所の開設・運営 ・住民避難の誘導・支援

- 飲食物、生活必需品の支援
- モニタリングの実施 ボランティア等の受入 災害時要援護者の支援
- ・学校施設等における避難措置 緊急被ばく医療活動の補助 ・緊急物資の調達・供給等の調整 ・防災業務関係者の防護対策

市で実施する主な応急対策等<第 2, 3, 4, 6, 8, 9, 10, 11 節>

- 身近な場所のモニタリングの実施
- 飲食物の摂取制限等の指示
- 住民健康調査・管理の支援
- ・定期的かつ住民ニーズに応じた情報提供

築

## ●UPZ 区域全域の住民への屋内退避指示<第4節>

● (国等の指示に基づき) 安定ヨウ素剤の服用指示<第8節>

・UPZ 区域内の避難区域の検討 → 避難区域を指定し区域内住民に避難指示(受入市町村、避難施設名等の通知) <第4節> 避難先では地域の

・モニタリングの結果に基づき、避難区域を段階的に拡大

・風向きを考慮しながら、UPZ 区域外の市外(県外)の市町村へ避難 ---/ コミュニティを維持

# 市長による屋内退避・避難の指示が可能(災対法第60条) <第4節>